

第 10 期 板倉町分別収集計画

令和 4 年 6 月 1 5 日

1. 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場の逼迫等の深刻な社会問題を発生させた。こうした社会情勢をふまえて、ゴミゼロ型の地域社会を実現し資源循環型の暮らしへと転換していく必要がある。とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みは極めて重要である。

また、当町では平成 29 年 4 月から館林市・明和町と共に広域ごみ処理を実施しているおり、館林衛生施設組合において最終処分場も建設し管理・運営しているが、最終処分場の延命化を図るため、ごみの減量化・資源化が重要課題の一つである。

本計画では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化や有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物量	463.08t	459.16t	455.25t	448.31t	441.34t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては町民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、分別収集の周知徹底について、当町の生活環境推進員を通じ町民の意識改革を図ることにより、ごみの排出量を抑制する。

■■環境教育、啓発活動の充実■■

学校の副読本等を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会、職員が学校に出向いて分別等について説明する出前講座などあらゆる機会を活用して、町民・事業者に対し、ごみ排出量の増大・最終処分場の逼迫、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況について情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意識及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

■■過剰包装の抑制■■

簡易包装協力店指定制度の導入など、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

■■買い物袋の持参の徹底■■

買い物袋の持参の徹底の啓発・指導を行い、スーパーマーケット等小売店での小売包装抑制を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分は右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶						
主として ガラス製の 容器	<table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌───┐</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───┤</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───┘</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───┐	無色のガラス製容器	├───┤	茶色のガラス製容器	└───┘	その他のガラス製容器
┌───┐	無色のガラス製容器						
├───┤	茶色のガラス製容器						
└───┘	その他のガラス製容器						

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装(雑紙)
主としてポリエチレンフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイを含む)	容器包装プラスチック類

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	22.06t		21.88t		21.89t		21.38t		21.03t	
主としてアルミ製の容器	18.30t		18.15t		17.99t		17.72t		17.44t	
無色のガラス製容器	(合計) 36.15t		(合計) 35.84t		(合計) 35.54t		(合計) 35.00t		(合計) 34.45t	
	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 36.15t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 35.84t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 35.54t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 35.00t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 34.45t
茶色のガラス製容器	(合計) 40.65t		(合計) 40.30t		(合計) 39.96t		(合計) 39.35t		(合計) 38.74t	
	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 40.65t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 40.30t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 39.96t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 39.35t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 38.74t
その他のガラス製容器	(合計) 15.86t		(合計) 15.72t		(合計) 15.59t		(合計) 15.35t		(合計) 15.11t	
	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 15.86t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 15.72t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 15.59t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 15.35t	(引渡)量 0.00t	(独自処理)量 15.11t

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.31t		1.30t		1.29t		1.27t		1.25t	
主として段ボール製の容器	79.41t		78.74t		78.07t		76.88t		75.68t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 43.28t		(合計) 42.91t		(合計) 42.55t		(合計) 41.90t		(合計) 41.25t	
	(引渡) 0.00t	(独自) 43.28t	(引渡) 0.00t	(独自) 42.91t	(引渡) 0.00t	(独自) 42.55t	(引渡) 0.00t	(独自) 41.90t	(引渡) 0.00t	(独自) 41.25t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 34.82t		(合計) 34.53t		(合計) 34.23t		(合計) 33.71t		(合計) 33.19t	
	(引渡) 0.00t	(独自) 34.82t	(引渡) 0.00t	(独自) 34.53t	(引渡) 0.00t	(独自) 34.23t	(引渡) 0.00t	(独自) 33.71t	(引渡) 0.00t	(独自) 33.19t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 50.18t		(合計) 49.76t		(合計) 49.33t		(合計) 48.58t		(合計) 47.82t	
	(引渡) 0.00t	(独自) 50.18t	(引渡) 0.00t	(独自) 49.76t	(引渡) 0.00t	(独自) 49.33t	(引渡) 0.00t	(独自) 48.53t	(引渡) 0.00t	(独自) 47.82t
(うち白色トレイ)	(合計) 0.00t									
	(引渡) 0.00t	(独自) 0.00t								

- (注1) 容リ協引渡とは、指定法人((公財)日本容器包装リサイクル協会)への引渡を指す。
(注2) 独自処理とは、市町村が独自に再商品化を行う(指定法人以外の者に引き渡す場合を含む)量を記入する。
(注3) 合計とは、容リ協引渡と独自処理量の和のことを意味する。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

品目別の分別収集量の見込みの算定方法

まず「一人あたりの分別基準適合物の排出量」を求めるため、次式〈1〉を用いた。

【算出式】

(一人あたり分別基準適合物の排出量)

$$= (\text{直近3年間の分別基準適合物処理実績の平均値}) / (\text{直近3年間の平均人口}) \cdots \langle 1 \rangle$$

一人あたりの分別基準適合物の排出量は変わらないと仮定して、将来人口予測をもとに本計画の各年度における分別基準適合物の排出量をそれぞれ予測する。

【算出式】

(本計画の各年度の分別基準適合物排出量)
= (一人あたり各分別基準適合物排出量) × (本計画の各年度将来人口)
ここで〈1〉を代入すると
= [(直近3年間の分別基準適合物処理実績の平均値) / (直近3年間の平均人口)] × (各年度の将来人口) … 〈2〉

見込みの算定に用いる人口

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
13,955 人	13,837 人	13,719 人	13,510 人	13,300 人

なお、将来人口予測については、2020年に作成した『板倉町総合計画及び人口ビジョン』の推計値(中期目標では、令和9年において、目標人口が13,300人)をもとに、各年度の人口について近似式を用いて算出した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集については、現行の収集体制を活用して行う。なお、当町では平成29年度から近隣の一市二町による広域ごみ処理事業の開始に伴い、一般的な焼却方式に移行したことから、紙製容器包装廃棄物、プラスチック製容器包装について分別収集を行う。

なお、現在、自治会等の住民団体が実施しているダンボール等の古紙類やアルミ缶の集団回収については、引き続き活動の支援を実施する。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

平成29年度から、館林市・板倉町・明和町の一市二町による広域ごみ処理施設が稼働し、可燃性廃棄物の焼却施設を館林市へ、不燃性廃棄物のリサイクルセンターを板倉町へ、最終処分場を明和町へそれぞれ設置している。

缶・びんについては、分別収集した後、民間業者に選別、圧縮、保管等の処理業務を委託しており、当面の間、施設設備をしない。

プラスチック類製容器包装は、館林衛生施設組合(いたくらリサイクルセンター)において受け入れ

後、民間業者へ委託して処理している。

ペットボトルについては、分別し、ごみステーション及び公共施設での拠点回収を行っているが、圧縮した後ボール状に結束するための施設整備を要するため、現在の町の財政状況を勘案すると、すぐに上記のような施設整備を実施するのは困難である。

なお、分別収集したペットボトルや段ボール、紙パック、紙製容器包装（段ボール及び紙パックを除く）は、民間業者へ有価で引き取ってもらい町の収入になることから、当面の間は民間業者へ委託した独自処理とする。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・自治会等の住民団体による資源ごみ集団回収を促進するため、助成金の交付等の支援を継続して行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録する。また3年度の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行い活用する。
- ・町民に広く啓発し更なる分別収集を図るため、計画の概要を町のホームページ上に掲載する。